

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認静岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	8 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	7 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	7 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から同年8月まで

私は、国民年金制度発足時に妻及び息子夫婦と一緒に国民年金に加入し、妻が、納付組織を通じて国民年金保険料を納付していたので、妻と息子夫婦は申立期間が納付済みとなっているにもかかわらず、自分だけ申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の妻及び息子夫婦と一緒に国民年金に加入したと述べているとおり、申立人の国民年金手帳記号番号は息子夫婦と連番で昭和35年12月に払い出されており、申立人の妻は、無拠出制年金受給対象者であるが、36年4月から国民年金に任意加入していることから、制度発足時に家族が同時に国民年金に加入したと推測され、国民年金に対する意識は高かったと言える。

また、申立人及びその妻並びに息子夫婦は、昭和36年9月から同時に同じ事業所の厚生年金保険に切り替えているが、申立人の妻及び息子夫婦は、申立期間に係る国民年金保険料は納付済みであるにもかかわらず、申立人世帯の中で申立人の保険料のみ納付しなかったとするのは不自然であると言える。

さらに、申立人は、婦人会を通じて国民年金保険料を納付したと主張しているとおり、申立人の居住する地域では、昭和36年4月から婦人会が国民年金保険料を徴収していたことが確認できることから、申立人の主張は自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

静岡厚生年金 事案 757

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間においてA事業所に勤務し、厚生年金保険被保険者であったと認められることから、同事業所における資格取得日に係る記録を昭和29年3月26日、資格喪失日に係る記録を同年5月1日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年3月26日から同年5月1日まで

厚生年金保険の加入記録について社会保険事務所に照会を行ったところ、申立期間について、厚生年金保険に加入していた事実は無いとの回答を得た。厚生年金手帳には、被保険者の資格を取得した日として、昭和29年3月26日と記載されており、当該年月日にはA事業所に勤務していたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA事業所に関する記憶は詳細かつ具体性があり、これは同僚の当時の事業所の状況に関する証言と一致することから、申立人は、申立期間において当該事業所に勤務していたと推認でき、また、同僚の一人は、「A事業所では、パートやアルバイトという人はいなかったので、勤務していた人は全員正社員だった。」と証言している。

また、申立人は、昭和29年3月に学校を卒業後、A事業所に入社したとしており、申立人が所持する厚生年金手帳では、「初めて被保険者となった日」欄に、「昭和29年3月26日」と記載されていることが確認できる上、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出票及び厚生年金保険被保険者記号番号払出簿の記録においても、申立人は、同年3月26日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できる。

しかし、上述の払出票の記録では、B事業所（昭和29年5月1日に新規適

用を受けたA事業所の後継事業所)において昭和29年3月26日を申立人の最初の資格取得年月日として同年5月18日に払い出していることが確認できるが、社会保険庁のオンライン記録では、B事業所において同年5月1日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

これらの状況から判断すると、昭和29年5月7日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなったA事業所を引き継いだB事業所は、申立人のA事業所の入社日と考えられる同年3月26日を資格取得日として社会保険事務所に同年5月18日にさかのぼって届出を行い、社会保険事務所は、当該届出により、新規適用前の事業所名が記載されていることに気付くべきところ、B事業所の新規適用日よりも前の同年3月26日付けで、B事業所において申立人が被保険者資格の取得をしたとする誤った処理を行ったことが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA事業所における厚生年金保険被保険者資格取得日は、昭和29年3月26日、資格喪失日は同年5月1日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律(昭和44年法律第78号)附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

静岡厚生年金 事案 758

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録を昭和61年9月から平成2年9月までは47万円、同年10月から7年9月までは53万円、同年10月から10年2月までは59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年9月10日から平成10年3月31日まで
社会保険事務所の職員が訪ねてきたとき、初めて標準報酬月額が減額訂正されていることを知った。A事業所の代表取締役であったが、A事業所の倒産により業務執行が停止した後の自らが関与していない訂正であるため、同事業所が届け出ている当初の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録において、申立人のA事業所における申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は当初、昭和61年9月から平成2年9月までは47万円、同年10月から7年9月までは53万円、同年10月から10年2月までは59万円と記録されていたが、同事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった10年3月31日以後の同年4月22日付けで、昭和61年9月から平成元年11月までは6万8,000円、同年12月から6年10月までは8万円、同年11月から10年2月までは9万2,000円にさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

また、A事業所の閉鎖登記簿謄本から、申立人は当該事業所の代表取締役であったことが確認できるが、申立人は、「平成9年ごろ、業績が悪化したため、自分の標準報酬月額減額による社会保険料軽減のお願いをしたが、違法性があると拒絶されたため、その後に同様の申し出は一切行っていない。」と主張しており、「事業所の社会保険料の滞納については承知していたが、破産宣告による法的整理を計画していたので、社会保険事務所の滞納だけを減ら

す標準報酬月額^{そきゅう}の遡及減額処理に係る書類に押印するはずがない。」との証言は、申立事業所の平成10年*月*日付けのB地方裁判所の破産宣告の事実と一致していることから、申立人が述べているこれらの内容は具体性があり、申立人は、当該訂正処理に関与していないことが推認できる。

さらに、A事業所の社会保険労務士の委託契約は当該減額訂正の処理が行われる前年に解除されているため社会保険事務に精通する者はおらず、A事業所の経理事務担当者も社会保険関係書類への記入及び押印を強く否定している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような訂正処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、昭和61年9月から平成2年9月までは47万円、同年10月から7年9月までは53万円、同年10月から10年2月までは59万円に訂正することが必要であると認められる。

静岡厚生年金 事案 759

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B支社における資格喪失日に係る記録を昭和50年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：男
基礎年金番号：
生年月日：昭和20年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和50年5月16日から同年6月1日まで

昭和46年5月16日からA事業所B支社に勤務し、50年6月1日に同事業所C支社に異動するまで継続して同事業所B支社に勤務していたにもかかわらず、途中で厚生年金保険の被保険者期間が抜けていることは納得できないので年金記録の訂正を求める。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、健康保険組合の加入記録、A事業所から提出された退職証明書、労働者名簿などから判断すると、申立人は、A事業所に継続して勤務し（A事業所B支社から同事業所C支社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人が昭和50年6月1日に異動したとすること、及び労働者名簿の記録では、同年5月の所属はB支社、同年6月の所属はC支社となっていることが確認できることから、同年6月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所B支社における昭和50年4月の社会保険事務所の記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

さらに、申立人に係る保険料の事業主による納付の履行については、事業主は不明としているが、A事業所B支社から提出された健康保険厚生年金保

険被保険者資格喪失確認通知書の申立人に係る被保険者資格の喪失日は昭和50年5月16日となっていることから、事業主が、同日を被保険者資格の喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間③に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、当該期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

- 申 立 期 間 : ① 昭和 25 年 3 月から 27 年 12 月 31 日まで
(A 事業所)
② 昭和 30 年 1 月 1 日から同年 6 月 15 日まで
(A 事業所)
③ 昭和 32 年 2 月 11 日から 34 年 11 月 7 日まで
(B 事業所)

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間①及び②については、厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得たが、当該期間においてA事業所で勤務しており、厚生年金保険料を控除されていたと記憶しているため、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

また、申立期間③については、脱退手当金を支給済みであるとの回答を得たが、脱退手当金を請求した記憶は無く、受給した記憶も無いので、当該期間を年金額に反映される厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③における脱退手当金の支給記録について、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間③より前の厚生年金保険被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、これを失念するとは考え難い上、未請求となっている厚生年金保険被保険者期間と申立期間③である3回の被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは事務処理上不自然である。

また、申立人は、脱退手当金の支給日から約6か月後に他の事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、その当時脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間③に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

一方、申立期間①について、申立人が一緒にA事業所で勤務していたと主張する申立人の妹は、当該事業所において、昭和27年7月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが、社会保険事務所の記録から確認できることから、申立人は、申立期間①の一部期間について、当該事業所で勤務していたことを推認することはできる。

しかし、A事業所で勤務していた複数の元従業員は、「厚生年金保険の被保険者資格を取得する前から、A事業所で勤務していた。」と証言していることから、A事業所は、従業員の入社と同時に厚生年金保険には加入させていなかったことがうかがわれる。

また、社会保険庁の記録から、A事業所の厚生年金保険の新規適用年月日は昭和25年5月1日であることが確認できる。

なお、A事業所の厚生年金保険被保険者台帳及び社会保険事務所が管理する厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿から、A事業所における申立人の厚生年金保険の被保険者資格の取得年月日は、昭和28年1月1日と記載されていることが確認できる。

申立期間②について、厚生年金保険被保険者台帳から、A事業所における申立人の厚生年金保険の被保険者資格の喪失年月日は、昭和30年1月1日であり、再度、被保険者資格を同年6月16日に取得していることが確認できる。ところ、申立人は、「昭和30年ごろに裁縫を習うために実家に戻った。実家にいたのは1年以内で、また、A事業所に戻って勤務した。実家にいた間は、会社から給料は支給されなかった。」と述べている。

また、当時の事業主及び事務担当者とは連絡が取れないため、当時の厚生年金保険の加入、保険料控除について確認することはできなかった。

さらに、当時の同僚は申立人について覚えてはいるが、勤務期間について特定できる証言を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 761

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和45年6月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年6月16日から同年7月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、BグループのA事業所における資格取得日が昭和45年7月1日となっており、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無いとの回答を得た。

しかし、Bグループ内の異動でA事業所に異動したのであり、同グループには継続して勤務していたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C事業所（A事業所の後継事業所）から提出された賃金台帳及び複数の同僚の証言により、申立人は、Bグループに継続して勤務し（昭和45年6月16日にD事業所からA事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A事業所の昭和45年7月の賃金台帳で確認できる厚生年金保険料控除額及び申立人に係る当該事業所における同年7月の社会保険事務所の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したと回答しているものの、雇用保険及び厚生年金保険の記録における資格取得日が同日となっており、公共職業安定所及び社会

保険事務所の双方が誤って同じ資格取得日と記録したとは考え難いことから、事業主が昭和 45 年 7 月 1 日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 6 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

静岡厚生年金 事案 762

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所本社における資格喪失日に係る記録を昭和40年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月30日から同年5月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

昭和35年3月の入社以来、37年間継続して勤務していたことは確かであるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、在籍期間等証明書及び人事記録から判断すると、申立人はA事業所に継続して勤務し（昭和40年5月1日にA事業所本社から同事業所B研究所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後の社会保険事務所の記録から2万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、A事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における資格喪失日が昭和40年4月30日となっていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は同年4月の厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA事業所における資格取得日は昭和18年4月1日、資格喪失日は20年9月15日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和18年4月から19年1月までは30円、同年2月から同年12月までは40円、20年1月から同年8月までは70円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年4月1日から20年9月15日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A事業所に勤務していた期間の記録が無い旨の回答を得た。

正社員として終戦時まで勤務していたので、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が管理するA事業所の労働者年金保険被保険者名簿において、申立人が氏名を挙げた同僚の記録に隣接して、申立人の氏名及び生年月日と一致する未統合記録が確認できる。

また、当該記録では、資格取得日が昭和18年4月1日で、資格喪失日が記載されていないが、複数の同僚についても、当該被保険者名簿に資格喪失日は記載されていないものの、当該複数の同僚の社会保険庁のオンライン記録をみると、20年9月15日に資格を喪失していることが確認できる。

さらに、複数の同僚が、「申立人と同期で入社し、退職時まで一緒に勤務した。」と証言しており、当時の勤務状況に関する申立人の主張と同僚の証言内容は一致している。

これらを総合的に判断すると、当該記録は申立人に係るものであると推認でき、A事業所の事業主は、申立人が昭和18年4月1日に労働者年金保険の被保険者資格を取得し、20年9月15日に被保険者資格を喪失した旨の届出を

社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A事業所の労働者年金保険被保険者名簿の記録から、昭和18年4月から19年1月までは30円、同年2月から同年12月までは40円、20年1月から同年8月までは70円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から48年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から48年12月まで

結婚後、出産などで生活も忙しく大変だったので、国民年金に加入していなかったが、母親が心配して私の加入手続をしてくれて、昭和46年8月以降は保険料をずっと納付していたはずであり、国民年金をやめる理由も見当たらないので、申立期間が未加入となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳（昭和46年8月2日発行）の資格記録欄を見ると、昭和47年4月1日付けで国民年金被保険者資格を喪失しており、再度、49年1月1日付けで国民年金に任意加入し、資格取得したことが確認できることから、申立期間は未加入期間であったと推測され、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

また、申立人は、その母親が国民年金の加入手続や保険料を納付していたが、申立人の国民年金を途中でやめる理由は無かったと主張しているものの、申立人の母親が、申立人の国民年金保険料を納付していた時期に国民年金の納付書を見たことが無く、申立期間当時、どこで保険料を納めていたかも聴いていないと述べている上、申立人の母親は、既に他界しているため、状況は不明である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、メモ、家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から5年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から5年5月まで

日本に入国してから1年後、転居先の市役所の職員から国民年金と国民健康保険に加入することを勧められたので、加入手続をし、金融機関で保険料を納付していたはずなので、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていたことはうかがえず、申立人は、厚生年金保険に加入した平成12年10月12日に基礎年金番号を付番され、厚生年金保険脱退後の13年11月に初めて国民年金被保険者資格を取得しており、申立期間は未加入期間となっている。

また、申立人は、市役所で国民年金の加入手続を行った際、職員から「病気になったら大変だから。」と説明を受けたことや、国民健康保険税が納付困難であった時期に市役所で相談した記憶は明確であるのに対して、国民年金手帳及び国民年金保険料の納付書を受け取ったことは覚えていない上、申立人から当時の事情を聴取したところ、申立人は、国民健康保険と国民年金を混同していた可能性があることがうかがえる。

さらに、申立人は、平成5年度国民健康保険税納税通知書等の国民健康保険関係の書類は大切に保管しているが、申立期間当時の国民年金手帳及び国民年金に係る書類は所持しておらず、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年10月から37年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年10月から37年12月まで

申立期間当時、会社を退職し、新しい事業を立ち上げるまでの期間に家族が病院にかかれなると困るので、国民健康保険と国民年金に加入した。妻が、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付しており、その時に国民年金手帳も1冊交付されていたので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の払出日は昭和41年12月23日であり、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことはいかぬことから、このころ国民年金の加入手続を行ったと推測されるが、この時点で申立期間は既に時効であり、申立人から聴取しても、その後に特例納付したことはいかならない。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、申立人の妻も、国民年金保険料の納付方法や納付金額に係る記憶があいまいである上、その妻は国民年金に加入したことが無く、申立期間は未加入期間となっている。

さらに、申立人は、申立期間以外にも長期の未納期間等がある上、申立期間に係る保険料を納付したことを示す関連資料(日記、家計簿等)も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 764

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年7月22日から23年3月20日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事がない旨の回答を得た。

昭和21年にA事業所に入社後、昭和22年7月21日にB事業所に異動し、経理課に勤務した。B事業所が倒産する昭和30年までの間に会社名が次々と変わったが、自分は一度も会社を辞めることなく勤務していたため、当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言から、申立人は申立期間においてB事業所に勤務していたことを推認することはできる。

しかし、社会保険事務所に管理する健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、B事業所は、昭和23年3月21日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認でき、申立人と同様にA事業所からB事業所に異動した複数の同僚についても、申立期間において、B事業所で厚生年金保険に加入した記録が確認できない。

また、申立期間における厚生年金保険料控除に関しては、当時の庶務担当者は既に死亡しており、現在、B事業所の債権債務を継承しているC事業所に照会したところ、「当時の資料が残っていないので、詳細は不明であるが、申立期間は、B事業所が厚生年金保険の適用事業所となる前の時期であるので、会社として厚生年金保険料は控除していなかったものと考えられる。」との回答を得た。さらに当時の従業員に聴取したが、厚生年金保険料控除について記憶している者はいなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認

できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 8 月 1 日から 8 年 6 月 1 日まで

A事業所に取締役として勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が平成 8 年 6 月 18 日に 9 万 8,000 円にさかのぼって減額訂正されているが、訂正前の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録から、A事業所は、平成 8 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、同日後の同年 6 月 18 日付けで、申立人の標準報酬月額が 6 年 8 月から 7 年 3 月までは 30 万円から 9 万 8,000 円に、同年 4 月から 8 年 5 月までは 20 万円から 9 万 8,000 円にさかのぼって減額訂正されたことが確認できる。

しかし、閉鎖登記簿謄本から、申立人は、申立期間当時、A事業所の取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「平成 8 年 5 月 31 日に従業員をすべて解雇し、弁護士に会社の破産について委任し代表者印を預けたので、それ以後は代表者印を押すことは一切無かった。」と主張しているが、会社の破産について委任を受け代表者印を預かったとする弁護士は、「社会保険関係の記録は残っていないし、標準報酬月額の減額訂正について私は全く知らない。自分が関与した形跡は全くない。」と証言している。

さらに、申立人は、「会社の状況について夫（代表取締役）と情報を共有していた。社会保険料の滞納があったことは承知していた。代表者印を弁護士に預けるまでは、社会保険事務は私がしており、届出書類は私の夫が目を通して、私が代表者印を押して手続きを行った。」と述べており、申立期間当時の従業員は、「銀行関係も社会保険関係も申立人がやっており、ほかに

会社に事務員はいなかった。」と証言していることから、申立人は、A事業所の取締役として、社会保険事務について権限を有してしており、自らの標準報酬月額減額訂正処理に同意したものであると考えるのが自然である。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人はA事業所の取締役として自らの標準報酬月額に係る記録の減額訂正処理に同意しながら、当該処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 8 月 1 日から 8 年 6 月 1 日まで

A事業所で代表取締役をしていた申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が平成 8 年 6 月 18 日に 9 万 8,000 円にさかのぼって減額訂正されているが、訂正前の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録から、A事業所は、平成 8 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、同日後の同年 6 月 18 日付けで、申立人の標準報酬月額が 6 年 8 月から同年 10 月までは 53 万円から 9 万 8,000 円に、同年 11 月から 7 年 3 月までは 59 万円から 9 万 8,000 円に、同年 4 月から 8 年 5 月までは 30 万円から 9 万 8,000 円にさかのぼって減額訂正されたことが確認できる。

しかし、閉鎖登記簿謄本から、申立人は、申立期間当時、A事業所の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「平成 8 年 5 月 31 日に従業員をすべて解雇し、弁護士に会社の破産について委任し代表者印を預けたので、それ以後は代表者印を押すことは一切無かった。」と主張しているが、会社の破産について委任を受け代表者印を預かったとする弁護士は、「社会保険関係の記録は残っていないし、標準報酬月額の減額訂正について、私は全く知らない。自分が関与した形跡は全くない。」と証言している。

さらに、申立人は、「代表者印を弁護士に預けるまでは、社会保険事務は私の妻（取締役）がしており、届出書は私が目を通して、私の妻が代表者印を押して、妻が届出を行っていた。」と述べているところ、当該妻は、「会社の状況については代表取締役である申立人と情報を共有していた。社会保

険事務は私が行っていたが届出書類に関しては、申立人が目を通して、私が代表者印を押していた。」と証言している上、申立人は、「会社の状況については、妻と情報を共有していた。保険料の滞納があったことは承知していた。社会保険の関係書類に関して、自分が代表者印を押したこともある。」とも述べていることから、申立人は、A事業所の代表取締役として、自らの標準報酬月額の減額訂正処理に同意したものと考えるのが自然である。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録の減額訂正処理に同意しながら、当該処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録の訂正を認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 767

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年12月1日から3年11月27日まで

A事業所に代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額が約2分の1にさかのぼって減額訂正されていることが分かったので、訂正される前の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、A事業所は、平成3年11月27日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、同日後の同年12月24日付けで申立人の元年12月から3年10月までの期間に係る標準報酬月額を15万円から8万円にさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

しかし、A事業所の閉鎖登記簿謄本から、申立人は、申立期間当時、代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「社会保険事務は自分が一切の手続をしていた。」と述べており、当時の複数の従業員も同様の証言をしている。

さらに、申立人は、「得意先から紹介してもらった社会保険労務士が^{そきゅう}遡及訂正処理を行った。」と述べているが、当該社会保険労務士は「A事業所の相談業務を受けたことはあるが、顧問契約はなかった。倒産当時は相談業務にも既に携わっていなかったし、^{そきゅう}遡及訂正処理に関与したことはない。」と証言している。

以上のことから、A事業所から届出がされていないにもかかわらず、社会保険事務所が、代表取締役である申立人の同意を得ず、又は申立人の一切の関与も無しに、無断で標準報酬月額の訂正処理を行ったとは考え難い。

これらの事情及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、A事業所の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、

自らの標準報酬月額に係る記録の訂正処理に関与しながら、当該標準報酬月額の訂正処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めことはできない。

静岡厚生年金 事案 768

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 25 年 10 月 1 日から 27 年 9 月 20 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。
しかし、当時、A事業所で厚生年金保険被保険者証をもらい、次に勤務した事業所で正社員としての辞令を受けた際、当該被保険者証を提出した記憶があるので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が提出した賃金台帳から、申立人の雇入年月日は昭和 26 年 7 月 26 日であること及び 27 年 4 月 19 日に給与が支給されていることが確認でき、申立人が、申立期間の一部期間について、当該事業所で勤務していたことが確認できる。

しかし、当該賃金台帳に記載されている申立人及び同僚の記録には、給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、社会保険事務所が管理するA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、当該事業所は、昭和 27 年 9 月 1 日に厚生年金保険の新規適用事業所となっていることが確認でき、申立期間のうち同年 9 月 1 日より前の期間については、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

さらに、申立人が同時期にA事業所に入社して自分と同じ労働条件で勤務していたと主張する同僚は、「当時、日雇だったため、厚生年金保険には入っていなかったと思う。」と述べている。

なお、前述した健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和 27 年 9

月1日から28年5月1日までに被保険者資格を取得した者を確認したが、申立人の氏名は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 769

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 2 月 1 日から同年 5 月 1 日まで
② 昭和 29 年 6 月 1 日から 36 年 12 月 1 日まで

社会保険事務所へ厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みであるとの回答を得た。自分は受け取った記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた申立期間②に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後併せて5ページに記載されている女性において、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 36 年 12 月 1 日の前後 2 年以内に被保険者資格を喪失した者は 13 名確認でき、この 13 名のうち、資格喪失日と同日に他の事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得した 1 名を除く 12 名の脱退手当金の支給記録を調査したところ、9 名について資格喪失日から 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、前述した健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の印が押されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 37 年 2 月 14 日に支給決定されているほか、厚生年金保険被保険者台帳には、同年 1 月 5 日に脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはないと認められる。

ない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 770 (事案 452 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 4 月 1 日から 33 年 3 月 1 日まで

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしいとして申立てを行い、記録訂正を認めることはできないとの通知を受けたが、当時、健康保険被保険者証を所持していたと思うので、厚生年金保険に加入していたはずである。

当時、通院していた医療機関名を記憶しているので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、①同僚の証言から、A事業所では必ずしも入社日を厚生年金保険の資格取得日としていなかったことがうかがわれること、②社会保険事務所が管理する健康保険厚生年金保険被保険者名簿、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の記録から、申立人は昭和 33 年 3 月 1 日に当該事業所において被保険者資格を取得したことが確認できること、③雇用保険の加入記録では、32 年 8 月 26 日に加入していることが確認できること、及び④申立事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主の遺族は、帳簿類等は廃棄したとしていることなどから、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認ができないとして既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 6 月 19 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、「当時、体が丈夫ではなく、通院していた医療機関 4 か所の名称を記憶している。」と述べており、新たに 4 か所の医療機関の名称を挙げているため、当該医療機関に申立期間当時の申立人のカルテ等の保管状況について照会したところ、1 か所は、申立人が記憶する所在地に存在を確認することができず、周辺住民に聴取したところ、既に廃業していると回答して

おり、ほかの3か所の医療機関は、「当時のカルテ等は廃棄した。」と回答していることから、申立人の健康保険被保険者証の使用について確認ができず、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。